

## 7. 運営委員会

### 7. 1 活動報告

第1回（平成23年度第1回）「上町断層帯における重点的な調査観測」運営委員会議事概要

日時 平成23年9月29日（木） 13時30分～17時00分

場所 京都大学 防災研究所 大会議室

議事 1. 平成22年度の調査成果概要と平成23年度の調査計画及び進捗状況について  
2. その他

第2回（平成23年度第2回）「上町断層帯における重点的な調査観測」運営委員会議事概要

日時 平成24年3月12日（月） 13時30分～16時30分

場所 メルパルク京都 会議室D

議事 1. 平成23年度の調査進捗状況と平成24年度の調査計画について  
2. その他

## 「上町断層帯における重点的な調査観測」運営委員会規則

平成 22 年 9 月 15 日制定

### (趣旨)

この規則は、文部科学省委託研究業務「上町断層帯における重点的な調査観測」（以下「本プロジェクト」という。）の研究を効果的に推進するため、「上町断層帯における重点的な調査観測」運営委員会（以下「委員会」という。）の組織及び運営について定めるものとする。

### (目的)

第 1 条 委員会は、本プロジェクトの研究に関する重要事項を審議し、関係研究機関（者）間の連携を緊密にし、もってその有効な推進を図ることを目的とする。

### (任務)

第 2 条 前条に定める目的を達成するため、委員会は、次の各号に掲げる事項について審議し、決定する。

- (1) 本プロジェクトに関わる研究計画
- (2) 委員会の構成員
- (3) その他、研究推進に関わる事項

### (構成)

第 3 条 委員会の委員は、次の各号に掲げる職員の中から京都大学防災研究所が委嘱する。

- (1) 本プロジェクトに参加する者若干名
  - (2) 上記以外の有識者若干名
- 2 必要に応じて、オブザーバーの参加を認める。

### (委員長)

第 4 条 委員会に委員長を置く。

- 2 委員長は、委員会の会務を総括する。
- 3 委員長は、必要に応じてオブザーバーの出席を求めることができる。
- 4 委員長に事故あるときは、あらかじめ委員長の指名する委員がその職務を代理する。

### (任期)

第 5 条 委員の任期は、1 年とする。ただし、再任を妨げない。

- 2 補欠による委員の任期は、前任者の残任期間とする。

### (会議)

第 6 条 委員会は、必要に応じ、委員長が招集する。

(研究支援組織)

第7条 研究の円滑な推進と機能的な連携関係を保つため、京都大学防災研究所内に研究支援組織を持つものとする。

(庶務)

第8条 委員会の事務は、京都大学防災研究所において処理する。

(委員会の期限)

第9条 委員会の期限は本プロジェクトの終了までとする。

(補則)

第10条 この規則に定めるもののほか、委員会の運営に関して必要な事項は、委員会の定めるところによる。

附 則

1. この規則は、平成22年9月15日から施行する。
2. この規則の施行によって委嘱される最初の委員の任期は、第6条の規定にかかわらず、平成23年3月31日までとする。

## 7. 2 運営委員会構成員

### ○ 委員

#### 1. 委託・再委託機関の研究者

国立大学法人京都大学防災研究所	岩田 知孝 (研究代表者)
独立行政法人産業技術総合研究所 活断層・地震研究センター	吉岡 敏和
独立行政法人産業技術総合研究所 活断層・地震研究センター	近藤 久雄
国立大学法人京都大学大学院理学研究科	竹村 惠二
国立大学法人京都大学防災研究所	関口 春子
独立行政法人産業技術総合研究所 活断層・地震研究センター	吉見 雅行
国立大学法人京都大学防災研究所	浅野 公之

#### 2. 有識者

国立大学法人東北大学大学院理学研究科	今泉 俊文 (委員長)
国立大学法人鳥取大学大学院工学研究科	香川 敬生
国立大学法人京都大学原子炉実験所	釜江 克宏
国立大学法人東京大学地震研究所	佐藤 比呂志
国立大学法人名古屋大学 減災連携研究センター	鈴木 康弘

### ○ オブザーバー

1. (委託元) 文部科学省研究開発局地震・防災研究課
2. (事務局) 国立大学法人京都大学宇治地区事務部研究協力課
3. (関係機関) 気象庁大阪管区气象台  
国土地理院近畿地方測量部  
大阪府危機管理室危機管理課  
大阪市危機管理室  
堺市危機管理室
4. (研究者、有識者等)